

〔論文〕

区有文書からみた昭和35年前後の集落生活

－長野県安曇野市真々部区を中心に－

黒崎 八洲次良*

キーワード：耕地（区）、賃貸価格割と所得割、戸別割と均等割

はじめに

昭和30年代は「もはや戦後ではない」といわれ、「一九五五体制の成立」とされ、経済の高度成長が本格化したとされる時期である（たとえば、中村隆英『昭和史 II 1945－89』）。他方、全国的に市町村合併がすすめられ、これからとりあげる真々部区は南安曇郡高家村（そん）に属していたが、昭和30年に豊科町に属することになった。このような状況のもとで集落生活がいかになされたのであるか。これが本稿の課題である。

つぎに、対象とする地域社会を都市あるいは村落と位置付けることをしないで、集落とするのはなぜか。それは、単身者が、居住する集落において、衣食住の生活に必要な商品及びサービス（性生活をもふくむ）が貨幣によって入手可能であるかどうかを、基準とするからである。入手可能であれば「都市」、でなければ「村落」と集落を二分できると見るのである。この基準は時代により地域によりいくらかの差異をみせるであろう。そして、必要な商品とサービスを仲介する諸機関のありかたも同様に差異を見せるであろう。そのような事情を考慮して、ここでは「集落」という用語を使用する。

* KUROSAKI, Yasujiro 元社会学部教授

第三に、どのような素材、主として文書を利用するかである。以下にそれをあげておく。昭和30年代の区有文書のなかに「昭和〇〇年度〇半期 仕訳帳 真々部耕地」がある。これは、8月（盆）に前半期、と12月（暮れ）に後半期、そしてときには後半期に臨時の一冊からなる文書である。そして、その内部は、区費と用水費に大きく区分される。今回は区費を中心にあつかい、集落生活とその推移を観察することにする。

昭和30～39年度の区の役員は次の構成であった。総代4名、うち1名が区長、氏子総代4名、公民館長1名、各隣組から1名の代議員（隣組長）、ほかに区を母体とする町会議員、農業委員、消防分団長その他があった。そして、区長、総代、公民館長、代議員などが審議・執行機関を構成するのであるが、区の諸役職の経験者である町会議員や氏子総代の意向も重要であったようである。審議機関には総集会・役員会・代議員会などがあった（真々部区誌編纂委員会『真々部区誌』平成22年3月、以下、区誌と略称する）。

区の予算がいかに審議されたか。ここではそれがあきらかではない。ここで明らかなのは、区にかかわる諸事務を執行した結果を8月と12月のそれぞれにまとめて仕訳して、しかるべき集会の承認をうけ、区民に賦課するということである。区費は、おおむね、給料・需用費・会議費・慶弔費・事業費・警防費・補助費・臨時費などから構成される。それらの合計を算出して、それから区の収入（公民館使用料・区有財産の収益など）を差引いて、その残額を示す。そして、残額を戸数割（後には均等割）と賃貸価格割（後には所得割）に案分して、各戸に賦課する。前者を2割、後者を8割としていたが、昭和35年以降は均等割3割および所得割7割とされていた。

集落生活とその推移の観察は「仕訳帳」記載の区費を中心としてなされるが、当然、利用可能な他の諸文書を援用することになる。とくに、区民である「戸」のありかたをあきらかにすることが肝要であるから、それに関連する文書・聞き書きを援用することにする。

1. 真々部区の概要と昭和30年の概況

真々部区は安曇野市に属する。近世には松本藩成相組の一二カ村のうちの真々部村であり、明治7年10月に飯田・小海渡・中曽根・熊倉などともに高家村を構成する。そして明治21年4月に公布された市制・町村制のもとで高家村に属し、真々部耕地と称する。その後、昭和30年の町村合併によって豊科町に属し、さらに、平成17年の町村合併によって安曇野市に属することとなり、現在にいたる（詳細は前掲、区誌）。

真々部区は梓川の左岸（北）にあり、対岸は松本市島高松である。真々部区は梓川の「下川」にあって、これを水源とする中萱堰と真鳥羽堰とは、主として水田用水とされているが、上水道が普及するまでこの区（村→耕地）の各戸の生活用水であった。そして、中萱堰は中萱・七日市場・氷室、真鳥羽堰は上鳥羽・下鳥羽・飯田・氷室などを真々部とともに灌漑している。したがって、用水は堰ごと、堰の関係諸耕地間（現在は区）、それぞれの堰の支（小）堰ごとの複雑な利害関係のもとに各利用戸を組み込んでいた。そのうえ、水不足の際には、梓川の右岸の諸耕地や「上川」の諸耕地との利害関係が明らかとなる。洪水への防御については旧高家村の五耕地（通称、五力）が連帯したのであった（前掲、区誌第二章、第三章。国土地理院、1：25,000 豊科、同 松本）。

真々部区は上真々部・中村・殿村・町通・田中・梓橋などの六つの集落からなる。このうち上真々部・中村・殿村・町通・田中などは近世あるいはそれ以前の歴史をもつようである。他方、梓橋は、明治23年に梓川に木橋が架けられ、新糸魚川街道が開通したことや、大正4年に信濃鉄道（現、JR大糸線）の梓橋駅が開業したこと、それに関連して高家郵便局・梓橋銀行の設置などによって市街地集落として展開したのである。

さて、殿村と町通である。そこは中世後期には真々部氏の居城の真々部城があり、「七寺八小路」をそなえ、武田氏支配下には松本～真々部～穂高～大町をむすぶ千国道の重要拠点であるとされ、大町、穂高などとともに市がひらかれていた。そして近世には真々部本郷と称していた。近世において、古くはF姓、後にM姓のそれぞれ一戸が庄屋についており、後期には田中のM姓の一戸が庄屋となり明治を迎えた。そのような事情から殿村には郷蔵もおかれ、明治7年には真々

部真受学校が新築され、集会所を兼ねていた（前掲、区誌 第三編 真々部の集落）。

昭和35年前後の真々部区の人口・世帯数については以下の報告がある。長野県の昭和34年8月1日現在の調査では、276世帯、ついで昭和39年4月1日現在のそれでは292世帯である（信濃毎日新聞社『信毎年鑑 1960』および『信毎年鑑 1965』）。

さらに、世界農林業センサスの「集落調査」がある。それは該当年の2月1日現在になされる。ここでの「総戸数」は集落の精通者によるものとされる。そして区内の農家組合単位になされたので、前掲の六つの集落のそれぞれの戸数が明らかになる（農林省『1960年世界農林業センサス 農業集落調査集落別結果一覧表』）。

上真々部 30	中村 57	殿村 50	田中 9	町通 72	梓橋 40	計 258
総戸数258	総農家数202	専業63	第1種兼業81	第2種兼業58	非農家54	

長野県調査の世帯数と上記の総戸数との間に18戸の開きがある。そして調査時点は6カ月前後している。この調査時点のずれが世帯数あるいは総戸数の差異に大きな影響を及ぼすものでないとしたら、この差異をどのようにみたらよろしいか。大いに検討の余地があるが、その一部は「戸」の概念と「世帯」のそれとの差異によるとみられる。これはおおきな課題であるから後にいくらかを述べることにする。

さて、農家が202戸であり、総戸数の78.3%をしめるが、専業農家が63戸で総農家数の31.2%、第1種兼業がその40.1%、第2種兼業が28.7%となる。経営耕地面積は14,260 a であり、1農家平均70.6 a、主として稲作であった。

さらに、豊科南部650戸を対象とする第二水道工事が完了し通水を開始したが、昭和30年である。大糸線梓橋駅の一日の乗降客が593人、梓橋をとるバス路線が四線あり、松本～豊科間を20分おきに運行していた。このような事情のもとに非農家が定住しやすくなったことと思われる（前掲、区誌、年表378頁）。そして、昭和35年直前にはすでに非農家が総戸数の22%弱を占めていたのである。

2. 真々部区の区費の総額と内訳

昭和31年度区費について

昭和31年度の区費は前半期120,068円、後半期86,972円で合計207,040円であった。4名の総代、墓地管理人、22名の委員（組長）などの給料の2,264円、備品費から雑費に及ぶ需用費の37,474円、会議費が31,607円、慶弔費が300円、土木費から勸業費に及ぶ事業費の31,544円、警防費の10,000円、保育所費から補助費に及ぶ補助費の45,452円、臨時費の48,399円などがその内訳である（表1）。

表1 真々部区の区費の総額と内訳

	昭和31年度		単位・円 計	比率
	前半期	後半期		
1 給料	882	201	1,083	0.5
2 需要費	20,714	16,760	37,474	18.2
備品費	1,350		1,350	0.7
消耗品費	1,604	1,790	3,394	1.6
印刷費	250		250	0.1
光熱費	2,030	3,940	5,970	2.9
雑費	15,480	11,030	26,510	12.9
3 会議費	20,417	11,190	31,607	15.4
総集會費	7,082		7,082	3.4
委員會費	4,020		4,020	2.0
其他會議費	9,315		9,315	4.5
4 慶弔費	250	50	300	0.1
5 事業費	14,674	16,870	31,544	15.3
土木費	4,900	3,960	8,860	4.3
衛生費	3,270	4,500	7,770	3.8
防犯費	4,660	7,480	12,140	5.9
勸業費	1,844	930	2,774	1.3
6 警防費	5,000	5,000	10,000	4.9
7 補助費	17,892	27,560	45,452	22.1
保育所費	3,892		3,892	1.9
公民館費	8,000	8,000	16,000	7.8
PTA費	1,600	1,100	2,700	1.3
補助費	4,400	10,300	14,700	7.1
8 臨時費	40,239	8,160	48,399	23.5
合計	120,068	86,972	207,040	100.0

「昭和三十一年度仕訳帳 真々部耕地」による

より詳細にみる。前半期から取り掛かる。まず会議費である。前半期に総集會

を4回、委員会を5回もった。とくにその他の会議は注意を要する。そのなかに「両派代表会合費」がある。これは昭和30年の町村合併において、区が二つに割れたのであった。旧高家村の他のすべての耕地とともに豊科町への合併を可とするものと、三郷村への合併を可とするものとである。結局、住民投票を行うこととなり、三郷村への合併を望むものが区の住民の三分の二に達することがなかった。そこで豊科町への合併に決定したのである。そのような事情が「両派代表会合」の背景にあった。もうひとつ、「水道委員との会合」があった。これは前述の「第二水道工事完了」に伴うものであろう。

つぎに事業費である。それは里道修理その他の土木費、環境衛生・春季清潔・予防接種などの衛生費、街灯（防犯灯）の点灯・維持修理の防犯費および野鼠駆除二回分の勸業費から構成されていた。

第三に補助費である。この保育所は区の公民館を利用して開設された。区の補助はPTAにも及んだ。とくに注意を要するのは、中村稻荷祭・梓橋有明祭・上真々部権現祭・殿村三峯祭・仲町井戸祭などであろう。前述のように真々部区は六つの集落から成り立っており、氏神鎮守として真々部諏訪神社を奉祭している。しかし、田中をのぞく五つの集落はそれぞれ小祠を営み、区はそれぞれを「公認」していた。なお、青年会と4Hクラブも補助対象であった。

最後に、臨時費である。これはMK氏宅が火災に遭った際の警察消防慰労費・氏子総代及び神職懇談費・消防車披露費などから構成されていた。

後半期はどのように展開したか。重複を省き観察する。需用費のなかに雑費がある。それは祈願祭御神酒前割落ち分・風祭諸費・高家霊社御神酒・会場借代などである。風祭は台風に備えるもの、会場借りは集会所火災のあとのためである。高家霊社については不詳である。

次に会議費である。前期帳簿検査のほかに高家総代会負担金がある。後者は合併後日浅いので、その対応に旧行政村の枠組みでの協議が必要であったとみてよい。

第三に補助費である。公民館・PTA・婦人会・養蚕組合・青年会・4Hクラブなどのほかに、水道委員への補助があった。

最後に臨時費である。町民運動会役員慰労・野球大会・梓橋地区国道舗装祝賀会・水道記念品代追加などのほかに、総代報酬4,000円がある。町民運動会は新

合併町村の絆を創出するための象徴的行事であろう。国道舗装祝賀会はいよいよモータリゼーションが浸透し始めることを意味するであろう（「昭和三十一年度仕訳帳 前半期 真々部耕地」および後半期）。

昭和35年度区費について

昭和35年度の区費は前半期99,590円、後半期54,352円および臨時の92,933円で、合計245,875円であり、31年度よりも39,835円増加した。うち備品費・消耗品費・通信費・営繕費・印刷費・光熱費・雑費等から成る需要費は79,627円で31年度のその2倍以上の増加である。土木費・衛生費・防犯費・勸業費などからなる事業費も68,040円で31年度のその2倍以上となっている。そして31年度にはなかった社会事業費の31,200円が計上されている（表2）。

表2 真々部区の区費の総額と内訳

	昭和35年度			単位・円	
	前半期	後半期	臨時	計	比率
1 給料	1182		982	2,164	0.9
2 需要費	23,995	25,779	29,853	79,627	32.3
備品費	35		5,349	5,384	2.2
消耗品費	5,070	550	1,754	7,374	3.0
通信費	35		15	50	0.0
営繕費	2,051	1,018	1,372	4,441	1.8
印刷費	350			350	0.1
光熱費	9,371	7,341	14,154	30,866	12.5
雑費	7,083	16,870	7,209	31,162	12.6
3 会議費	10,795	7,365	10,084	28,244	11.4
総集会費		5,000		5,000	2.0
委員会費	5,515	2,000	5,880	13,395	5.4
其他会議費	5,280	365	4,204	9,849	4.0
4 慶弔費	350	50	350	750	0.3
5 事業費	25,108	15,268	27,664	68,040	27.6
土木費	10,911	916	5,392	17,219	7.0
衛生費	7,366	1,135	4,592	13,093	5.3
防犯費	6,707	13,217	10,000	29,924	12.1
勸業費	124		7,680	7,804	3.2
6 警防費	6,000	490	6,000	12,490	5.1
7 補助費	11,960	1,400	7,000	20,360	8.2
8 社会事業費	20,200		11,000	31,200	12.6
報酬		4,000		4,000	1.6
合計	99,590	54,352	92,933	246,875	100.0

「昭和三十五年度仕訳帳 真々部耕地」による

より詳細にみる。前半期から取り掛かる。給料が年額の二分の一支給されているのは各年度と同様であるが、環境衛生委員会議旅費200円が計上されている。需用費のうち、謄写具および筆墨紙代の消耗品費、公民館修理の営繕費2,051円などのほかに雑費が注意される。宝蔵庫落成式・大祓・祈年祭・血圧測定等において環境衛生班員慰労費が5,443円となっている。会議費のなかに盆割会議費2,300円がある。それは前半期の仕訳と区民（戸）への賦課にかかわる会議である。

事業費はどうか。土木費のなかに役場係視察食糧費1,358円があり、それは区内の里道や橋梁などの補修に豊科町の指導・補助などの関与を示唆するものであろう。衛生費のなかの「みすとき」（ミスト機？）謝礼1,800円、勸業費のなかの烏川山林組合費分担金124円も特記されるものである。補助費には敬老会のための公民館補助10,000円、上真々部水神様480円がみられた。上真々部水神様は「五箇の水神様」と通称される小祠で、明治期前半の自衛堤防「五箇の石堤」を維持してきた旧高家村の諸耕地だけでなく、梓川の氾濫により被害を受けやすい地域（通称「巾下（はばした）」に田畑・宅地その他をもつ諸耕地の住民が崇敬してきたものである（前掲、真々部区誌、110～111頁）。さて、社会事業費はどうか。それは公民館・婦人会・老人クラブ・PTA等の補助と中老会発会式祝儀などであり、そのほかに耕地総代報酬4,000円と渇水手当1,000円が記録されている。

後半期の詳細は記録がなく、臨時をみることにする。重複を省き観察する。需用費のなかの光熱費14,154円、事業費のなかの電灯代及び器具費からなる防犯費10,000円、4,806円の秋季清潔退治祭を含む勸業費などがある。さて、補助費は衛生補導員十人分の補助4,000円、青年団除雪費1,000円、その他からなり、社会事業費補助は11,000円の公民館補助（保育所？）などであった（「昭和三十五年度仕訳帳 前半期 真々部耕地」、後半期および臨時）。

昭和38年度区費について

昭和38年度の区費は、前半期108,362円、後半期28,711円および臨時96,715円で合計274,588円である。これは35年度よりも27,713円増加した。前半期の15,170円は引継割後の雑費である。給料が21,004円で35年度のその10倍弱に増加した。需用費も92,734円で35年度のそれよりも13,107円増加した。会議費は34,962円で

35年度のそれより微増し、慶弔費が3,900円で35年度の750円の5倍以上となった。他方、事業費は50,049円で35年度のそれよりも微減し、警防費が3,375円で35年度のその27%強、補助費も12,000円で35年度のその6割未満となった。そして社会事業費補助が38,700円で35年度のそれよりも微増する。

ここで注意を要するのは、31年度および35年度に記録されていない「収入」があることである。それは40,800円で、合計の14.9%である。合計から収入を差引くと233,788円となり、35年度の合計よりも13,087円少ないことになる（表3）。

表3 真々部区の区費の総額と内訳

	昭和35年度			単位・円	比率
	前半期	後半期	臨時	計	
	15,120			15,120	5.5
1 給料	9002	3,000	9,002	21,004	7.6
2 需要費	37813	15,572	39349	92,734	33.8
備品費	0	5,260	5,290	10,550	3.8
消耗品費	1,717	1,262	2300	5,279	1.9
通信費	0	100		100	0.0
営繕費	0	3,500	2200	5,700	2.1
印刷費	850			850	0.3
光熱費	20,028		19,364	39,392	14.3
雑費	15,218	5,450	10,195	30,863	11.2
3 会議費	7,334	14,710	12,918	34,962	12.7
総集會費	0	3,620		3,620	1.3
委員會費	7334		5,205	12,539	4.6
その他諸會議費		11,090	7,713	18,803	6.8
4 慶弔費	1,800	900	1,200	3,900	1.4
5 事業費	16,793	2,810	30,446	50,049	18.2
土木費	13,556		7,550	21,106	7.7
衛生費	2,657	1,000	8,755	12,412	4.5
防犯費	580	1,810	11,186	13,576	4.9
勸業費	0	0	2,955	2,955	1.1
6 警防費	0	3,375	0	3,375	1.2
7 補助費	6,000		6,000	12,000	4.4
8 社会事業補助費	20,700		18,000	38,700	14.1
9 予備費	0	2,744		2,744	1.0
合計	114,562	43,111	116,915	274,588	100.0
収入	6,200	14,400	20,200	40,800	14.9
差引	108,362	28,711	96,715	233,788	85.1

「昭和三十八年度仕訳帳 真々部耕地」による

より詳細にみる。前半期から取り掛かる。需用費のうち、光熱費のなかにガス

一式2,000円があるが、プロパンガス利用であろうか。

雑費の中に注意を要するものがある。まず、耕地四社祈願祭・北沢山林山神祭・諏訪神社祈願祭などに2,700円であるが、北沢山林とは近世以来の数カ村の入会林野で明治以後も引き続き共有山林となっている。つぎに知事及び県議員選挙消防団立会人慰労雑費1,540円、町会議員選挙消防団立会人慰労費1,575円がある。これは区の公民館が公職選挙の投票所と定められていることによる。なお、立会人が消防団員であることは、区の自衛が消防団におおきく依存していることを示唆する。さらに、残留噴霧ミスト機四台借用謝礼2,000円と残留噴霧慰労雑費4,303円が記録されていることも添えておく。

会議費の委員会費において「代議員」の用語がみえてきたことが特記される。事業費の土木費において羽根田コンクリート8,000円と農道普請の際の百瀬コンクリートU字溝500円などがあり、区が施工する土木事業が関係企業の生産に依存し始めたことを示唆する。

社会事業補助費は公民館8,000円・PTA3,700円・婦人会2,500円・老人クラブ2,000円・青年団2,500円・敬老会10,000円などであるが、PTAと敬老会は全額であるが、他はそれぞれ年額の二分の一である。そして、PTAは児童・生徒の通学の有無を問わないで、区それ自体が参加しているようである。さらに、収入とは公民館使用料の1,200円であった。

後半期はどうか。給料のうち総代給増額分3,000円、需用費のうち婦人総会祝儀・菅原電機祝儀その他2,270円、後期臨時徴収割雑費3,180円がある。菅原電機は昭和37年に進出して同53年まで操業をつづけており、梓橋駅を利用する従業員が300名をこえたという（前掲、区誌、122頁）。なお、同38年に松本・諏訪新産業都市が閣議決定されている。さらに、事業費の衛生費の中に腸パラ注射その他茶菓代1,000円、予備費に借入金2,744円がそれぞれ記録されている。そして、収入之部に公民館使用料の14,400円がある。

臨時はどうか。需用費の備品費に婦人会御礼（炬燵掛蒲団修理）2,000円、光熱費の19,364円は電灯料・ガス・炭代であり、雑費には衆議院議員選挙立会人消防団慰労費1,808円・盆割徴収伝馬料その他4,730円のほかに、恒例の諏訪神社例祭感謝祭945円・役場衛生諸経費2,712円などがある。ついで会議費のなかに風祭費3,650円がある。風祭は恒例の行事であるが、その費用は安定した位置づけが

ないようである。第三に事業費である。昭和35年度においてのべた土木費のU字溝及び運搬費がここでは7,550円、衛生費も三カ費目にわたり8,755円、防犯費が防犯灯新設・取付・修理などの11,186円、勸業費には町民運動会1,470円と北沢山林山神御供料485円が組み込まれていた。

収入之部は公民館使用料3,200円、県林道2,000円などのほかに日本フエンオールから15,000円がある。日本フエンオールのそれは区に対する企業の協力費ということであろう（「昭和三十八年度 仕訳帳 前半期 真々部耕地」、後半期および臨時）。

3. 真々部区の戸数割および均等割について

真々部区では区費総額を戸数割（均等割）と賃貸価格割（所得割）にわけて各戸に賦課していた。そして昭和33年度までは区費総額の2割、それ以降はその3割を戸数割（均等割）にあてていた。さらに、同33年度までは戸数割とされ、同34年度以降は均等割と名称が改められた。

戸数割という名称は「明治八年亥六月 夫錢割元帳 高家村真々部耕地」に記録され、市制・町村制を経て昭和33年度まで使用されたものである（前掲、真々部区誌、257～270頁）。この間、ながく「一戸前」あるいは「一戸分」という規定があり、一戸前の権利・義務を行使することが認められるかどうかの条件が明らかであった。すなわち、住民の各戸は、本戸（一戸前）、半戸およびその他とされていたのである。そして昭和戦前期には寄留の一部を除くと他のほとんどが本戸とされていた。

表4は戸数割及び均等割の金額、他耕地特別負担（他耕地と略称）、差引、負担戸数、一戸当たり負担額等を示す。ただし煩雑を省くため年度ごとにまとめた。他耕地特別負担額は、真々部地籍に「入作」あるいは耕地その他を所有するものに賦課される。これは農地改革以前にさかのぼる慣行であったようである。それが昭和33年度まで存続した。負担戸数は真々部区民とされるものの戸数の合計である。ただしこの表では前半期のそれを示すことにした。

昭和30年度の戸数割総額は33,096円であり、同32年度には29,958円となるが、35年度以降は74,000円強から86,000円弱を推移している。そして37年度から公民

館使用料、38年度には協力費などが差引かれて均等割総額となっている。

他方、負担戸数は同35年～33年度には255戸であったが、同34,35の両年度は265～266戸、同36～39年度は274～277戸であった。そして、一戸当たり負担額は同30～34年度は118円～158.63円を推移し、同35～39年度は278～313円を推移した。以上に観察したように、同34～35年に、戸数割から均等割へ名称の変更があり、総額も3万円台から7万円台へと倍増し、39年度は30年度のその2.5倍にも達したのである。

表4 真々部区の戸数割・均等割について

昭和30～39年度

年度	戸数割総額	他耕地	差 引	負担戸数	単位・円 1戸当たり
昭和30	33,096.00	300	32,803.00	255	129.70
31	38,890.00	300	38,590.00	255	153.00
32	29,958.00	300	29,658.00	255	118.00
33	31,575.00	300	31,275.00	255	128.52
34	41,968.00		41,968.00	265	158.63
35	74,326.00		74,326.00	266	278.00
36	84,348.00		84,348.00	275	310.00
37	77,084.00		77,084.00	274	281.00
38	83,097.20		83,097.20	277	290.34
39	85,397.50		85,397.50	275	313.00

「戸数割賦課帳 真々部耕地」および「均等割賦課帳 真々部耕地」による昭和30年から33年までは戸数割、34年度以降は均等割となる。

なお、昭和30年から34年度までは区費総額の2割、35年以降は区費総額の3割が賦課される。それぞれの年度の賦課は、前半期、後半期および臨時になされるが、年度ごとにまとめた。

なお、世帯数は同33年に270、同34年に276、35年に278、37年に282、39年に292とある（前掲、真々部区誌、282、378、379頁）。負担戸数と世帯数との乖離をどうみたらよいか。同33年にはその差が20、同35年には12、そして同39年には17となっている。さて、耕地（区）への加入手続きはどうなっていたのか。平成20年現在では区が法人となり、任意加入制を原則としているが、同30年代にはどうであったのか。昭和50年代には区は梓橋・上真々部、中村、殿村・田中、町通の構成であったが、最近、梓橋・上真々部は梓橋東、梓橋西に組み替えられ、町通は町通り南、町通り北に組み替えられた。梓橋・上真々部が区分される際、もっとも重視されたことは、それまでの近隣互助の歴史であったという。より具体的に

は、梓橋西はより居住年数の長い世帯（戸）から構成されており、梓橋東は団地建売住宅の入居者などの比較的居住年数の浅い世帯から構成されているのである。さて、負担戸数と世帯数との乖離をどうみたらよいかである。一つには、区内に入居したから直ちに区民（戸）と認められるのではない、ということがある。昭和戦前期までは、新しい入居者（戸）は、入居の際に紹介（保証）する古い戸を必要としたであろう。より具体的には親方（地主あるいは有力戸）を必要としたようである。

戦後においての県営・市営や民間開発企業による団地は、既存の集落のなかに新しい集落を設けたものである。このあり方が浸透し普及することによって、集落とその自治のあり方が大きく変化した。しかし、ここで取り上げるのは、農地改革以後、新しい入居戸がどのような手続きを必要としたかである。それは後考にゆだねることにする。

4. 真々部区の賃貸価格割と所得割について

区費の負担の割合は、すでに述べたように昭和30～34年度には、総額の8割を賃貸価格割および所得割により、同35年度以降は総額の7割を所得割によっている。そして、昭和30～33年度は賃貸価格割であって、34年度以降は所得割となる。真々部耕地の各年次の「収納原簿」によれば、ここでいう賃貸価格割にあたるものは、明治8年から明治24年まで地券割、明治25～43年度は地価割、そして、同44年度以降は地租割となったのである（前掲、真々部区誌、266～267頁）。賃貸価格割の施行が何年度からなされたのかは、いまのところあきらかではない。

大正15年の土地賃貸価格調査法に基づき、昭和2年に全国的な調査が行われた。さらに、昭和6年の地租法により宅地以外の土地の課税標準も賃貸価格になった。そして、「昭和貳式年度 賃貸価格割賦課帳 前半期 真々部耕地」は、「総支出金ノ八分 祭典割 六分」が賃貸価格割によることを示す。なお、大正15年と昭和2年の税務整理によって、国の直接税の中心が所得税になったのであるが、それが区の歳入を規定するようになったのは昭和33年度からあった。すなわち、明治8年度から昭和33年度までは、区の収入が主として各戸の土地所有に基づいていたのであり、それが主として各戸の所得に基づくように転換したのが、昭和34

年度以降であった。

表5は、昭和30～39年度の「真々部区の賃貸価格割・所得割について」を明らかにする。区費の総額の8割を占めていた賃貸価格割とその7割を占めていた所得割は、昭和32年度の12万円弱から同37年度の19万5千円強のあいだを推移した。さらに、戸数割と同じように他耕地の負担分が同30～33年の各年度にそれぞれ300円記録された。この事情については前述してある。そして、この300円は他耕地の所有者諸戸へ特別に加算されたのである。

表5 真々部区の賃貸価格割・所得割について

昭和30～39年度

単位・円

年度	賃貸価格割 および所得 割総額	同左 他耕 地分	差 引	賃貸価格総額 および町民税 総額*	賦課基準	賃貸価格 他耕地分	負担 耕地内	戸数 他耕地
昭和30	132,403	300	132,103	43,949.54	同左100円につき 301.38	5,788.04	221	103
31	155,550	300	155,250	同上	同上357.00	同上	223	104
32	119,983	300	119,683	同上	同上273.00	同上	215	100
33	126,297	300	124,967	同上	同上290.86	同上	214	99
34	166,988		166,988	2,248,370.00	同左1000円につき 74.26		250	94
35	169,202		169,202	37,371,320.00	同左1万円につき 45.00		231	91
36	143,480		143,480	1,969,271.00	同左1000円につき 89.00		262	
37	195,381		195,381	2,299,920.00	同上84.77		252	
38	189,226.90		189,226.90	2,869,950.00	同上66.14		257	
39	192,373		192,373	2,976,390.00	同上60.93		266	

「賃貸価格割賦課帳 真々部耕地」および「所得割賦課帳 真々部耕地」による。

昭和30～33年度は賃貸価格割、昭和34～39年度は所得割とされる。そして30～34年度はそれぞれ区費総額の8割を負担し、35年度以降はその7割を負担する。

*所得割は34,36～39は町民税年額を基準とし、1,000円につきであるが、35年度は課税所得金額を基準として1万円につきである。35年度には他耕地協力費が前半期12,193円、臨時11,428円記録されている。各年度の賦課は前半期、後半期および臨時になされているが、ここでは年度ごとにまとめた。

昭和30年度の真々部区の賃貸価格総額は43,949円54銭であるが、このうち5,788円04銭が他耕地の諸戸に属していた。それは総額の13.2%にあたる。他耕地の諸戸は、まず、それぞれの賃貸価格にたいしてその100円につき301円38銭の割合で賃貸価格割を負担する。そのうえ300円についてもそれぞれのもつ賃貸価格に応じて負担する、という二重の賦課を受けたのである。この慣行は同33年度までな

されたようである。

賃貸価格割を賦課されるものは、耕地内の214～223戸、他耕地の99～104戸であった。そして所得割を賦課されるものは耕地内の231～266戸であったが、他耕地の賦課されるものは同34年の94戸と35年の91戸が記録されているだけであった。さて、耕地内の所得割賦課戸数が賃貸価格割のそれを20～40戸以上こえている。それは、所得割賦課戸数の中に相当数の土地・家屋などを所有していないものが含まれていることを示唆する。同34年度を境にして、区費の7割以上を負担するものが、資産所有者から所得稼得者へ切り替わった。これは、区民としての居住年限の長短が、必ずしも、区民の義務の厚薄を規定しなくなったことを示唆するので、区の運営に新たな問題を持ち込むことになり始めたことであろう。

5. 真々部区の各種賦課の負担戸数について

表6は、昭和30～39年度の真々部区の各種賦課の負担戸数の推移を示す。戸数割・均等割および賃貸価格割・所得割については前述した。神社費は氏神真々部諏訪神社の祭典費を主とするものであり、飲面割は区民の全戸が中萱堰や真鳥羽堰などに生活用水を求めたことによるものである。神社費が同35年以降見えないのはなにによるか。関係文書が未見なので、推測の域を脱しないのであるが、それが戸数割・均等割および賃貸価格割・所得割に吸収されたとも考えられる。飲面割は同32年度以降見えていないが、それは上水道の普及によるものであろうか。上水道が普及しても、防火用水などに中萱堰や真鳥羽堰などが利用されることがあるので、水利権を保有しない各戸をふくむ区民全戸になんらかの賦課がありうると思われるが、これについては後考に委ねたい。

ここで留意しておくことがある。それは神社費の賦課戸数が戸数割・均等割のそれと一致していることである。真々部区では氏神について「宮座」があったかどうかは定かではない。しかし、大正末・昭和初期までは、氏神の祭典への参加になんらかの規制があったようである（前掲、真々部区誌、267頁）。今後の観察を待つことであるが、その何らかの規制が、この時点以前に廃止されていたことになるのである。

人夫割の記録が文書の上で確認されるのは、同32年度以降である。昭和32～39年度の人夫割のそれは戸数割や均等割と同じように各戸同等の賦課なのである。

表6 真々部区の各種賦課の負担戸数

昭和30年～39年度

	戸数割 均等割	人夫割	神社費	飲面割	賃貸価格・所得割 耕地内 他耕地	用水堰反別割 耕地内 他耕地
昭和30前後	255				221 103	201 61
	255				222 102	200 60
昭和31前後	255			225	223 104	201 61
	255		225	225	221 104	201 61
昭和32前後	255	255			215 100	196 55
	255	255	255		214 100	197 56
昭和33前後	255	255	255		214 99	195 50
	255	255	255		206	198 54
昭和34前後	255				210	
	265	265	265		250 94	198 45
昭和35前後	265	265	265		252	
	265				248 92	
昭和36前後	266	274			231 91	200 91
	272	359			245	201 82
昭和37前後	266				226	
	275	275			262	200 95
昭和38前後	279	270			270	198 83
	219				264	
昭和39前後	274	274			252	199 51
	276	274			250	
昭和40前後	277	277			257	202 50
	276	277			247	201 50
昭和41前後	277				266	
	275	275			266	203 50
昭和42前後	275	275			268	202 49
	275				269	

累年の各種賦課帳による。昭和〇〇前は同〇〇年度前半期、後はそれぞれの後半期、臨も同様にそれぞれの臨時を示す。

さて、明治8年から昭和2年までの各年度の「夫銭割元帳」や「収入原簿」には、耕地内の諸戸と他耕地の関係各戸のそれぞれの賦課金額が記録されている。戸数割・呑面割・墓地管理・地券割・祭典割・中萱堰、真鳥羽堰などの諸堰割・自衛堤防のための五力割などとそれらの合計である。これに関係各戸が提供した人夫数と賃金、提供した物品、立替えた金銭とその利子などの金額合計がある。前者の賦課額合計から後者の提供額合計を差引いたものが、各戸に賦課されたのであ

る。このうち、各戸均等の賦課は呑面割だけで、戸数割はいくつかの格付けに応じて賦課され、墓地管理は耕地内に墓地を保有する各戸に賦課された。それらのほかは、各戸の権利、例えば受益が多様であるのに応じて各戸の賦課のあり方も多様であったのである。

それでは均一の人夫割が各戸に課せられるようになったのはなぜであろうか。一つには兼業化、とくに第二種兼業化が進んできたことがあろう。真々部は中信地方の主要都市である松本市へ、徒歩でも通勤可能の位置にある。さらに、上水道の普及に伴う非農家の増加や区外からの転入による世帯数の増加も考えられる。区は区民各戸へ「村しごと」への平等な奉仕を求めにくくなったことがあるであろう。そこに「人夫割」の登場があった。すなわち、人夫割は、真々部区において「公平」を維持するための新たな制度（手段）とされたのであろう。

昭和30～33年度において、戸数割の賦課戸数の推移と賃貸価格割のそれとを比較してみる。前者が255戸を維持しているのに対して、後者は206から223戸を推移している。そして、後者は微減の傾向にあった。同34～39年度はどうか。ここでは均等割の賦課戸数の推移と所得割のそれとの比較になる。前者は265～279戸を推移するが、ほぼ265～275戸の範囲でこの間に10戸ほどの増加である。他方、所得割の賦課戸数は、同じ期間に231～270戸を推移するが、前者との差が縮小する傾向にあった。

用水堰反別割の賦課戸数はどうか。これは195～203戸と狭い範囲で推移し、戸数割・均等割の賦課戸数の推移や所得割のそれとの差は拡大する傾向にあった。このような事情のもとに、所得割は、人夫割のそれと同じように、この区での「公平」を維持するための新たな制度（手段）とされたのであろう。

6. 真々部区各戸の賃貸価格割および所得割の分布について

表7は昭和31年前半期の各戸の賃貸価格割の分布を示す。ここに記録されているのが223戸であるから、戸数割賦課戸数の255戸のうち32戸は賃貸価格割が賦課されていないことになる。それは戸数割賦課戸数の12.5%をしめる。

さて、賃貸価格割の各戸の賦課は4円～1,458円の範囲で分布している。200～

300円に38戸と最も多くが分布している。そして、これを挟む100～600円に145戸（総数の65%）が集中している。それらの上の600～1500円に41戸が位置するが、これらは農地改革以前の耕作地主、比較的経営規模が大きい自作および小作、改革後の経営上層に位置するものであった。さらに、100円未満の37戸は自家飯米の生産と兼業者層とみられる。

この年度の役職者は、総代・氏子総代・公民館長・同副館長・町会議員・農業委員などであった。二名の村会議員は500円以上の層、それ以外の諸役職者は200～800円に広く位置づけられる。総代や氏子総代はそれぞれ4名ずつで、上真々部・梓橋、中村、殿村・田中、町通りの各地区から選出されたのである。しかも任期は1年、ほとんどが再選されることがなかった。

表8は昭和35年度と同38年度の前半期の各戸の所得割の分布を示す。同35年度の均等割賦課戸数が266戸で所得割賦課戸数の231戸よりも35戸おおい。そして同38年度の均等割賦課戸数が277戸で所得割賦課戸数の257戸より20戸おおい。それぞれ均等割賦課戸数の13.2%と7.2%にあたる。

同35年度には4～2,082円と広く分布し、100～200円に60戸と最も多くが位置している。この層を中心に50～400円に173戸が集中し、400円以上に23戸、50円未満に16戸が位置していた。ここで400円以上の上層のなかに一姓1戸のものが10戸含まれていることである。それらは賃貸価格割の上層には記録されなかったもので、なかには戦後入居して企業を起こしたものがみられる。

同38年度には10～4,119円と35年度よりも一層広く分布していた。10～50円に49戸と最も多くが集中しているが、100～700円に149戸、700円以上に20戸がそれぞれ位置している。ここで1,000円以上の15戸のなかに一姓1戸のものが5戸含まれていた。

同35年度の役職者は所得割賦課の72～467円の15名であり、村会議員の3名は145～447円に、総代の4名は191～467円にそれぞれ位置づけられている。そして同38年度の役職者は124～1,196円とそれぞれが広く位置づけられていた。

ここで4名の総代が四つの地区から選出され、それぞれの賃貸価格割および所得割の位置が必ずしも上位ではないことに注目したい。前述のように区費は8月と12月の年二回の決算であり、「盆割」および「暮割」と称していた。年初から盆割までおよび盆明けから暮割まで、区の事務に要する経費をどのように調達し

たのであるか。

用水費については、明治30年代後半以降、地方銀行を利用するのであった。しかし、区費については、明治以降・昭和初期まで総代を中心とする役員層の「取替」（立替）あるいは有力地主からの借入などに依存していた。昭和35年前後の総代を中心とする区の役員は、この面でどのような対応を行い区の事務を処理していたのか。この大きな問題は今後の観察にまつことにしたい。

さて、35年度までは賦課戸が上真々部→梓橋→中村→殿村・田中→町通の順に配列されていた。しかし、38年度には梓橋と上真々部の各戸が入り混じるという配列になった。梓橋の世帯数が激増したのに対して上真々部のそれが停滞したことが、この配列の変更の事情であるかもしれない。

表7 真々部区各戸の賃貸価格割

昭和31年前半期		
円	耕地内	他耕地
1000～	4	
900～	3	
800～	8	
700～	10	
600～	16	1
500～	20	4
400～	33	2
300～	26	5
200～	38	22
100～	28	26
50～	16	21
10～	18	19
～10	3	4
計	223	104
総額	82,686	16,896
平均	370.8	162.5
最大	1,458	634
最小	4	1

「昭和三十一年度前半期賃貸価格割賦課帳 真々部耕地」による。

表8 真々部区各戸の所得割の分布

昭和35年 前半期		昭和38年 前半期	
	耕地内	他耕地	耕地内
4000～			1
3000～			
2000～	1		2
1000～	1		12
900～			8
800～	4		6
700～	3		3
600～	8		10
500～	6	2	15
400～	19	1	25
300～	33	5	20
200～	48	10	33
100～	60	32	46
50～	32	21	27
10～	13	18	49
～10	3	2	
計	231	91	257
総額	60,956	12,198	90,289
平均	263.9	134.0	351.3
最大	2,082	598	4,119
最小	4	1	10

昭和35年度前半期および同38年度前半期の「所得割賦課帳 真々部耕地」による。

まとめ

結論をのべるには、あまり残された問題が大きく、すくなくない。あえてまとめを試みると次のようになる。

まず、真々部区の役員は地区から選出された総代4名（うち互選による区長1名）、公民館長1名、副館長1名および氏子総代4名および墓地管理人1名を主とする。審議機関として総集会、委員およびのちの代議員から構成される委員会およびその他の会議がある。

区の事務は需要、会議、慶弔、事業、警防の諸事業から補助事業に及ぶ広範なものである。これらの事務のなかに、当然、区の自治のためのものが多く含まれているが、春季と秋季の環境衛生事業、各級の首長や議員および国会議員の選挙事務その他の国、長野県および豊科町のそれぞれが多く含まれている。

いくつかの費目に分かれているが、氏神、風祭、入会山林の山神、その他の祭祀や団体などへの補助がある。そして、これらの補助から社会事業費が独立するにいたる。

区内の諸集落の里道や橋梁などの普請が企業から部品の購入によるようになり、衛生事業にミスト機の借用や光熱費の一部にプロパンガスの利用が含まれるなどの「技術革新」が導入されるのがこの期である。

区の財政を支えるのは、主として、戸数割（後の均等割）および賃貸価格割（後の所得割）である。前者が賦課総額の割で後者が8割であったが、34年度から前者がその3割、後者がその7割となる。そして戸数割および均等割が負担戸数のすべてに均一同額であった。そこで負担戸数と世帯数との乖離が問題になるが、それについては本文ですこしく述べておいた。

昭和35年度までに各戸均一の負担が均等割および人夫割のふたつに整理された。人夫割は区費にかかわらないので、用水費に含まれるようである。この背景には、区民全戸の生活用水が、上水道の設置以前には、諸堰に依存していたという事情がある。賃貸価格（資産）割から所得割に変わったことによって、負担戸数が増加し、均等割の負担戸数との差が大いに縮小して、39年にはその差が6戸となった。

31年の各戸の賃貸価格割の分布は、大正末から農地改革までの諸事情の影響が

希薄にはなっているが、なお、残っているかに見える。とくに、明治後期から戦後にいたる来住戸のほとんどが上位に位置していない。しかし、35年と38年の各戸の所得割の分布は、戦後の来住戸のいくらかが最上位に位置している。そして、区長を含む総代、氏子総代およびその他の区の役職者は、31年、35年および38年のいずれの分布においても広く中位に位置している。

あとがき

『真々部区誌』が公刊されたのは、前述のように、平成22年3月である。区が所蔵する文書は、昭和30年の集会所の火災にもかかわらず、大量のもので、未読のものが多量にある。本稿はその一部を用いて書き上げたものである。なお、取り上げておきたいものが多く残されている。それらを今後少しずつ明らかにしたい。

この稿を閉じるにあたって、この機会を与え、励ましてくださった真々部区誌編纂委員会の各位、安曇野市豊科支所と同市豊科郷土博物館の諸兄姉にふかく感謝したい。